

豊川市地域活動活性化推進員設置要綱

(設置)

第1条 本市の地域活動の活性化を推進するため、豊川市地域活動活性化推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(職務)

第2条 推進員は、所属する部署における次に掲げる業務について、中心的な役割を担うものとする。

- (1) 役員等の負担軽減に関すること。
- (2) 地域活動におけるデジタルの活用に関すること。
- (3) 市民協働の意識啓発等に関すること。
- (4) その他地域活動活性化の推進に関すること。

(選任等)

第3条 推進員は、各課等において1人を選任するものとする。

- 2 各課等の長は、毎年、市民部市民協働国際課長が指定する日までに選任した推進員を報告するものとする。

(任期)

第4条 推進員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、推進員に欠員が生じた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(地域活動活性化推進員の会議)

第5条 市民部市民協働国際課長は、推進員相互の連携、調整等を図るため必要があると認めるときは、推進員を招集し、地域活動活性化推進員会議を開くことができる。

(会議の庶務)

第6条 地域活動活性化推進員会議の庶務は、市民部市民協働国際課において処理するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 豊川市市民協働推進委員設置要綱（平成30年4月1日施行）は、廃止する。